

第25回広島県事業評価監視委員会質疑応答概要

日時：平成18年10月2日（月）14：30～16：16

場所：広島県庁北館2階 第1会議室

議事(1) 平成18年度の抽出事業について

議事(2) その他

議 事

(1) 抽出事業の重点審議について（土木関係3部）

A委員

一般県道佐木島線道路改良事業については、現段階の交通量測定のポイントによる限界を踏まえ、今後の課題として、より詳しく交通量を調査していくという方向性は守っていただきたい。島の中に集落が3つあり、人口はほぼ均等であるということが一つの論拠になるので、現段階では、この評価の内容について異存はない。

次に、河川とダム事業については、以前から検討をお願いしていたデフレーターを使うかどうかという問題について、克明に比較し検討されており、こちらからの質問に対して的確に対応いただいていると理解する。

ただ、他の事業における扱いが異なっている。この点をどのように考えるのか。先ほどダム事業の説明の中で、国土交通省の見解としてデフレーターによる現在価値化が必要であるという見解をもらったのであるが、これは国土交通省全体の見解なのか、それとも一つの部局においての見解なのか。広島県として、個々の事業を継続するかしないかという検討をする場合にはB/Cで良いが、事業のプライオリティーをつけるというようなケースで、このB/Cを一つの根拠にする場合には、評価方法が異なると比較ができないこととなる。他の事業も同じようにデフレーターを考慮して現在価値化を図るというように、広島県として検討されるのかどうか。このあたり、非常に気になる場所であり、今後の課題として考えていただきたいと思う。今日の段階では、そろってはいないということだけを確認させていただいておく。

土木整備局長

おっしゃるとおり国土交通省といってもそれぞれ局が主体でそういう方針を出している。ダムとか河川とか、長いスパンでやるものについては、単純に金額を比べてもなかなかそれが基準にならないため、デフレーターを活用することとなる。道路についても、投資額を主に比較しながら議論するときにはデフレーターを加味している。ただ、事業によって

10年などの短いスパンで、それも起点と終点が違う、始めるときと終わるときがずれていく中で、議論する際には、B/Cも、確かにデフレーターを入れると少し変わるのであろうが、その変わりぐあいがそれほどではなく、事業を決する上でそれほど重要でないというものにおいては、簡素化という意味でデフレーターを加味せず検討をしている。ただ、おっしゃるとおり道路においてもデフレーターが判定する上で非常に重要な要素になってくるといふことであれば、それは加味するということが、それぞれ柔軟な対応をしているのが現状ではないかと考える。土木関係はそういうところかと感じる。おっしゃるとおりデフレーターの扱いについて統一できていなかったところがあったので、河川、ダム、そういう単位では一応統一を図ってやらせていただいた。

B 委員

一級河川江の川水系大土川総合流域防災事業の3 - 7ページの図の氾濫区域の実績・想定対比図の実績氾濫区域と想定氾濫区域について、どうしてこんなに違いが出るのかという点に疑問を感じる。何か氾濫域の想定やり方自体に根本的に見逃している部分があったのではないかと感じるのであるが、どうか。

河川企画整備室長

1 / 2年の大雨だったということで、1 / 2年で想定氾濫区域と実績の浸水区域を比較している。土嚢積みなど水防活動を行い、実際の氾濫区域が小さく押さえられたものと考えられる。想定とは異なったが、想定についてはあくまで計算上はこうなるというものである。

委員長

貯留型モデルであれば、地域に貯留する形態ということであるが、この貯留する形態というのは、かなりデリケートだと思う。遊水地みたいなものがあれば、完全に貯留できたであろうが、地形によっては、特にそうなっても貯留機能があったりすると、このモデルで本当に正確に計算できるのかどうかというあたりも、疑問を感じる。

河川企画整備室長

現地を見ていただいたように、河川の勾配に合わせて長い下り斜面になっており、貯留するという地形ではない。そのため氾濫モデルも流下型という解釈をしている。

委員長

こういう護岸対策というかシステム開発というか、それが研究を踏まえて進んでいかなければならないと考える。ここでの実績は、ある意味では貴重なデータかも知れない。これを生かして何か研究的なものが進めば良いとは思ふ。

次に、用語について確認したい。一級河川江の川水系江の川広域基幹河川改修事業と一

級河川江の川水系大土川総合流域防災事業の各資料の中で、施設耐用年数と供用期間という用語が混在しているが、いずれもその期間は50年とある。これは同じ意味なのか。

河川企画整備室長

意味合いとしては一緒のことである。

委員長

これは広島県だけではなかなか難しいのであろうが、今後、統一した方が良いのではないか。というのが個人的意見である。

B委員

この話で、B/Cの計画計算のときは、当然この黄色の地域が全部これ、氾濫する、氾濫したというような前提で積算しているのか。

河川企画整備室長

そのとおりである。

委員長

総便益額が過大評価になっている可能性がある。

B委員

そういうことである。

C委員

特に修正してほしいというような意見ではないが、一般県道佐木島線道路改良事業のその他特記すべき事項のところに、トライアスロンさぎしまが開催されているとの記載があるが、先ほど説明にあった必要性のところを補完するような、高齢化率が49%で、B/Cは1.0だが、そういうB/Cという費用対効果だけではない、もっと重要なことがあるということを補強するようなことをここに書かれるようにされた方がいいのではないかと感ずる。

これから高齢化等が進む中で、生活道路などにおいては同じようなことが、交通量も場合によっては減るところもいろいろ出てくると思う。しかし、道路というのはB/Cが絶対的ではなく、しかもB/Cも便益のすべてをカバーしているわけでは必ずしもないので、できたらこういう、その他特記すべき事項のところを使って、そこら辺を補強するような工夫を今後されていくとよろしいのではないかと感じる。

道路整備室長

御指摘のとおり，B / Cとは特定できる直接効果というものを積算しただけであり，それ以外の多くの間接効果というものは，道路整備においても，いろいろな公共事業の整備においてもあろうかと思う。できるだけそれらがうまく説明できるように勘案したい。

D委員

一級河川江の川水系大土川総合流域防災事業で，JRとの交点がある箇所の問題は，早期に解決できるものか。まずどのような進捗状況なのか。

河川企画整備室長

用地買収はおおむね完了しているということを現地調査のときも御説明した。現在滞っている原因はJRとの設計協議が難航しているためである。早くても平成20年以降ではなかろうかという見通しを立てている。今のところ，その程度のことしか明言できない。

委員長

主な要因は，JRの方の橋梁形式とか，そのあたりで協議が長引いているためか。

河川企画整備室長

JRとしてはできるだけコンクリートのボックスタイプで施工したいと主張している。県としては橋梁方式でやるしかないと主張している。

委員長

そのほかはいかがか。特にないようであれば，本日，各委員から出た意見等について，然るべき対応をお願いする。

(1) 抽出事業の重点審議について(農林水産部)

A委員

三次・吉舎地区農村振興総合整備事業については，総合整備という事業の中に多様な事業が盛り込まれており，これらを一括して評価をする意味合い，意義，必要性等についての説明をお願いしたいという意図から，この事業を抽出したように思う。計画をどのように策定し，事業展開する際にこれらの事業が必要であると位置づけているのか。また，一括して評価する必要性なり妥当性についての説明をお願いしたい。

農村基盤室長

この地域は，旧三次市の南部と旧吉舎町の西部で昔からつながりがある地域である。こ

の地域をいかに整備するかについては、採択の2カ年前に国土庁の補助事業で整備計画を策定する。それは、例えば農林水産省の所管の事業で実施するといったレベルの話ではなく、まさに、マスタープランの策定を図るものであり、道路整備やほ場整備事業などについて、現状を把握し、今後必要とされるものを洗い出すこととなる。例えばここでのメインである営農飲雑用水という農村型の上水道については、三次市の中で上水の整備が遅れているので、それを整備すると決定する。また、ほ場整備でも全体計画でいえばばらばらと分散して行っているようではあるが、中央部の美波羅川沿いの平たん部などは県営ほ場整備で整備済みであり、吉舎町の平野部も大半が団体営等で整備済みである。残っている中山間の部分においても住民対象の意向調査や地域懇談会などで整備すべきかどうかということを検討しながら、採択の2年前に整備計画を立てている。次に、採択の1年前にその事業の中で、この農村振興総合整備事業でできるものは何かを検討する。事業費の関係もあり、すべてができるわけではないが、できるものは何かということを経り込み実施計画を立てる。そしてその次の年に採択されるということになっている。

大規模なものは単独の、例えば広域農道事業で採択し、そこへつなぐための小規模な農道で整備が必要なものについては、この農村振興総合整備事業で採択している。個々の事業の効果は、原則、単路線毎に効果算定を行っているが、必ずしもこの事業だけで完結しているというものではない。

A 委員

このような整備展開をしようという目標設定的なものがあり、それをいかに達成するか。そのために現在足りない事業は何なのか、優先的に採択すべきものは何なのかということ全体を費用と勘案しながら選んでいるということか。

農村基盤室長

そうである。

A 委員

その際にB/Cというものは一つの根拠であるが、B/Cだけで選んでいるわけではない。プランが大事ということになる。

つまり、総合的な面から検討しているという、そのところを説明いただきたかった。今、口頭で言われた補足事項を整理し、資料として提出願いたい。

委員長

今説明されたようなことを文書でということか。

A 委員

全体像がどうで、現状はどうだ。何が足らなくて、どういう事業が必要であり、B / C という面から見てどういう事業をこういう形で選定し、総合的にどのように評価されているかと、そういうプロセスを整理していただきたい。

個々の事業のB / Cだけで選んでいるわけではない。プランがあって、それを実現するためにどのような事業が必要かということ、事業のセットとして、どのように抽出するかというようなことを検討されていると考える。この点は、ほかの事業と少し性格が違う点であり、わかりにくい点である。今後、また同様な事業が出てきた場合、参考になると思うので、よろしく願います。

D 委員

この事業はどうしても必要だから採択するという場合と、事業としては、これは国として採択できないから総合整備事業の中へ入れて採択してもらい、この地区を整備しようという場合があるのではないか。どういう形でその事業が採択されているのかという点をつまびらかにするというのは当委員会としても大切なことだろうと考える。

農村基盤室長

一般的に大規模な広域農道やほ場整備などは、大規模な受益を持たなければ採択されない。しかし、中山間地域で、箇所が分散しており、どうしてもそういう採択要件に合わない整備については、この事業で実施していくこととなる。

委員長

こういう総合整備という事業形態はほかの中山間地などでも実施されているのか。

農村基盤室長

一つは農村振興総合整備事業という、このパターンと、中山間地域だけで実施する中山間地域総合整備事業という事業がある。今、大きな県営の事業はその2つである。

委員長

農家の負担割合に幅があるようだが、農家の事情等で差異が生じるということか。

E 委員

この負担割合というのは相互に話し合って決定するのか。あるいは、この事業に関しては国が50出す。県、市は何%だという、何か基準があるのか。

農村基盤室長

ガイドラインにより，県，市，農家負担は示されている。

D委員

営農飲雑用水をここで計画しているが，簡易水道などで対応し，それで不足しているから営農飲雑用水をやって，簡易水道的な役割を果たさそうということで，採択されたのか。

農村基盤室長

旧三次市では上水道の整備が遅れているが，この地域は農家の割合も高い地域であることから，当事業により飲料水や営農雑用水などを加味した整備としている。市，町の簡易水道や上水の各種計画等はあるが，この地域では総合整備事業で早急に整備をしようということになっている。

委員長

問題ないように思えた三次・吉舎に質問が集中して，ほかに意見が余りないが，そのほか意見はないか。

大見地区の地すべり対策事業については，他地区との比較や他地区の効果を示していただいたが，それらの他地区で効果を上げているということをその他の特記すべき事項など，どこかに反映させられないか。非常に努力されており，このままにするのはもったいないと思う。

農業基盤室長

よく似た工法をとっているので，事例として参考にしながら，適切な対応を図りたいといった整理をしたい。

委員長

次回，第26回は，これまでの説明や議論等を踏まえて，各事業に対する再評価意見の骨子案を作成し，議論を行っていきたいが，よろしいか。

では，次回は再評価意見の骨子について議論を行う。

(2) その他

委員長

今後の日程について，事務局の方から御説明をお願いします。

土木総務室長

次回の委員会は、11月13日とする。

委員長

それでは、これで本日の広島県事業評価監視委員会を閉会する。